

有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(内国会社の形式要件の取扱い) 第213条 (略) 2～7 (略) 8 規程第205条第9号に規定する当取引所の承認する株式事務代行機関として施行規則で定めるものとは、次の各号に掲げるものをいう。 (1) 信託銀行 (2) 株式会社アイ・アールジャパン 9～11 (略) 付 則 この改正規定は、令和7年1月1日から施行する。	(内国会社の形式要件の取扱い) 第213条 (略) 2～7 (略) 8 規程第205条第9号に規定する当取引所の承認する株式事務代行機関として施行規則で定めるものとは、次の各号に掲げるものをいう。 (1) 信託銀行 (2) <u>東京証券代行株式会社、日本証券代行株式会社及び株式会社アイ・アールジャパン</u> 9～11 (略)